

尼崎市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和2年8月24日 午後3時38分～午後5時30分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	磯田 雅司
	委員	仲島 正教
	委員	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
管理部長	梅山 耕一郎
施設担当部長	山口 泰範
学校教育部長	東 政信
学校教育部次長	宮原 久弥
学校給食担当部長	山木 聡
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
職員課長	中道 隆広
施設課長	松崎 純治
幼稚園・高校企画推進担当課長	今井 八州男
中学校給食整備担当課長	玉木 喜博
スポーツ推進課長	荻田 昭憲
歴史博物館長	伊元 俊幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第49号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第50号 職員の人事について
- (3) 議案第51号 職員の人事について
- (4) 議案第52号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第3 協議・報告

- (1) 学校給食センター整備運営事業の進捗状況について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後3時38分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第49号 令和2年度尼崎市一般会計教育関係補正予算

について」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第49号」は、会議規則第6条の2第1項第2号に該当するため、公開しないことと決しました。また、日程第2「議事」の議案第50号及び第51号の「職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第50号」及び「議案第51号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。7月定例会及び臨時会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。7月定例会及び臨時会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2「議事」の「議案第52号 尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。荻田スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長 スポーツ推進課長でございます。それでは、議案第52号「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。お手元の資料62ページをお開きください。本議案は、令和元年度の財務・行政監査におきまして、公共施設予約システムによる予約の位置づけが明確でないなど、社会体育施設の利用許可の手続き等の規定の不備が指摘されましたことから、「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」の一部を改正させていた

だくとともに、あわせて、条例との文言の整合を図るものでございます。改正内容でございますが、まず、公共施設予約システムによる予約の位置づけを明確にし、利用許可の手続き等の規定の不備を改めるため、社会体育施設の利用許可をしたときは、当該利用許可を申請した者に利用許可書を交付する旨の規定を追加するとともに、利用予約の手続き等や予約承認の取消し等の規定を追加するものでございます。また、条例との文言の整合を図るため、使用料の「免除」とあるものを条例と同様の「減免」という表現に改めるものでございます。施行期日は、公布の日からでございます。資料といたしまして、現行規則と新旧対照表を添付させていただいておりますので、併せてご清覧ください。以上で、議案第52号、「尼崎市立社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

磯田委員 免除と減免の違いは。

スポーツ推進課長 免除については、「使用料の全額を支払わなくてよい」、減免については、「使用料の一部又は全額を支払わなくてよい」という解釈でございます。減免は免除を包括しておりますので、減免に改正したものです。

松本教育長 改正後の条文第2条と第3条が明記されているが、第2条は予約とは違う位置づけか。

スポーツ推進課長 平成27年7月から公共施設予約システムが導入されており、その予約を第3条で明記しているものでございます。利用許可につきましては、多くは当日になるのですが、利用の申請をしていただき許可書を交付するものです。

松本教育長 全く別々の手続きということか。

スポーツ推進課長 予約については、公共施設予約システムによる予約です。公共施設予約システムで予約したとしても申請と許可書の交付の手続きは行います。

松本教育長 公共施設予約システム以外でも予約できるのか。

スポーツ推進課長 基本的に公共施設予約システムになりますが、前日及び当日は、システムの利用ができませんので、窓口や電話で予約する場合がございます。

徳山委員 「利用しようとする日までに」は、当日申し込みが認められるのか。

スポーツ推進課長 生涯学習プラザ等の規則も同じ条文で、当日を含みます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第52号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第52号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「協議・報告」の「学校給食センター整備運営事業の進捗状況について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。玉木中学校給食整備担当課長。

中学校給食整備担当課長 中学校給食整備担当課長でございます。それでは、「学校給食センター整備運営事業の進捗状況について」ご説明いたします。まず、1の「目的等」でございますが、令和4年1月からの中学校給食の開始に向け、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、民間事業者が施設の設計・建設を行い、施設完成後にその所有権を市に移転したうえで、施設の維持管理及び運営業務を行うPFI方式により実施します。事業期間終了は令和18年7月31日で、契約期間約17年のうち、設計・建設で約2年間、運営期間は約15年となります。2の「施設概要等」の(1)～(7)につきましては、これまで説明した施設の概要を改めて記載しております。(8)の建築基準法第48条の特例許可の必要性について、建設地が住居系用途地域であることから、「工場」として取り扱われる給食センターを整備するにあたっては、建築基準法第48条の特例許可の手続きが必要であり、周辺環境への影響がないことについて、建設地周辺の概ね100m以内の方を対象に説明会及び公聴会を開催し、許可にあたっては建築審査会の同意が必要となります。ページ下側に建設地周辺図を掲載しており、給食センターの建設地につきましては、旧若草中学校敷地の南側、赤枠で囲ったところになり、南北約80m、東西約120mの敷地になります。次ページ、2ページをお願いします。建設地周辺の概ね100mの範囲を囲ったものとなっております。周辺の主な施設としましては、南側は工業地域で、工場などの工業施設で、西側や、北側、東側は住居地域で、西側には倉庫、北側や東側は県営住宅や市営住宅などの住宅施設が建っています。次に、3の「これまでの取組状況」でございますが、令和元年12月に、(株)あまがさきスクールランチと事業契約を締結し、令和2年1月から設計業務等に着手しております。5月中旬に事業概要を地域住民等に配布を行い、7月2日、4日に交通量や騒音等が周辺環境に与える影響について地元説明会、7月27日に建築基準法に基づく公聴会を実施し、8月18日に建築審査会において同意を得ることができました。次に、4の「今後の予定」としましては、9月上旬に許可証の交付後、工事説明会の実施、10月に工事着工を予定しております。次ページ、3ページをお願いします。5の「施設配置図」につきましては、給食センターのおおまかな配置図を示しており、敷地の左側が入口となっており、園田橋線を北から南下し、西側から入るのみとしており、構内は一方通行のワンウェイで、図の右下に出口を取り、南側県道を右折で出る計画としております。また、敷地の北側と東側に、地元からの要望を受け、図面のグレーの部分に地元からの要望を受け、新たに自転車歩

行者が通行可能な道路を整備いたします。次に、6の「給食センターの稼働時の状況」について、学校給食センターの稼働日は、平日の午前7時頃から午後5時頃までで、土日祝日等は休みとなります。車両の運行につきましては、給食の配送車両は10台で、1台あたり4往復程度を予定しており、食材納入車両につきましては、想定では最大でも1日あたり20台程度を予定しており、その他の車両としましては、外来者や従業員用の駐車場を26台整備予定としております。給食の搬送車両等の通行スケジュールにつきましては、7時から9時に食材納入等車両が通行、9時から17時に給食配送車両が4往復し、13時から17時に食材等搬送車両が通行予定としております。次ページ、4ページをお願いします。7の「建築基準法第48条特例許可における周辺環境への影響」についてですが、(1)の自動車等の交通混雑等につきましては、給食センターの車両は一定の台数で、園田橋線の幅員等からすると、進入による交通の影響はないと考えています。また、給食センターから南側県道に出る車両の量は、時間帯によって分散することから、県道への交通の影響もないと考えています。(2)の騒音につきましては、周辺住民の利便性向上と給食センターとの間の緩衝機能として、敷地北側と東側に人や自転車が通行可能な道路を整備します。また、室外機などの騒音を低減するため、屋上周囲に遮音壁を設置いたします。(3)の臭気につきましては、調理で発生する臭気は、光触媒脱臭装置を介して屋上より排気し、調理クズ等は、厨芥処理システムで脱水を行い、脱水されたクズを圧縮し、1/3～1/5の量まで減少させ、残渣保管庫で保管します。また、調理等で出た排水を水と油に分け、適切に下水道で放流するために用いる厨房除外施設で発生する排気については、活性炭吸着法により、脱臭を行い、排気します。8の「地元説明会や建築基準法に基づく公聴会で出された主な意見等」についてですが、「運営に関すること」につきましては、「給食センターから出る臭気は大丈夫なのか。」「臭気対策の設備のメンテナンスは定期的に行うのか。」「給食センターのゴミの影響で、野良猫やネズミ、衛生害虫の発生はないのか。」といった意見がありました。臭気につきましては、先ほどの臭気対策を講ずることで、臭いが抑制できるものと考えており、ゴミの影響につきましても、ゴミ収集を毎日行い、施設においても定期的にメンテナンスを行うこととしております。次に、「工事に関すること」につきましては、「工事中の騒音対策は大丈夫なのか。」「工事中の工事車両が周辺道路に止まらないように配慮して欲しい。」「工事中の体制や安全対策についてどうなっているのか。」という意見があり、9月に予定しております工事説明会において、可能な限り、周辺住民の方の意見を踏まえ、対策に努めてまいります。「その他」の意見としまして、「南側道路が暗く、歩道も狭いので広げて欲しい。」など、記載の内容について意見があり、反映できるものにつきましては、適切に対応していきたいと考えております。また、これまでの説明会や公聴会の状況から、地域住民の方から給食センターに対する大きな反対意見等は出しておらず、一定の理解を得ているものと考えております。次ページ、5ページをお願いします。9に「学校給食センター完成イメージ」を掲載しておりますので、ご清覧をお願いします。ご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

太田垣委員 コロナの状況で、小学校の給食調理業務は実施されるのか。

学校給食担当部長 感染症の対策は、学校給食衛生管理基準で定められております。コロナに限らず、従業員がノロウイルスに感染した、従業員の同居人が感染した場合等の取り扱いが決められており、コロナの前から体温チェックや生ものの摂取を控える等の対応をされております。従業員や同居人が感染しましたら出勤停止となり、その場合の給食の対応としましては、保健所の指導に基づいて、感染者の出勤状況等を踏まえ、最終的に市として給食の実施が可能か判断するものでございます。他市でも、従業員が感染した事例があり、給食を中止しております。基本的には発症等がなければ通常の給食の提供は行いますが、感染者等が出れば中止となる対応もでございます。

徳山委員 給食センターの北側はなにができるのか。

中学校給食整備担当課長 北側の敷地については、市営住宅の建て替え用地を予定しております。建て替え時期は、令和5年度以降の予定です。詳細については、未定でございます。

徳山委員 周辺の市営住宅を取り壊して、一時的な仮住宅を作るのか。

学校給食担当部長 本設です。給食センターの周辺には市営住宅が多くあり、耐震が十分でないという課題があり、北側に市営住宅を建設し、そこに移転していただけるよう都市整備局の市営住宅担当がヒアリングしていくことになると思います。建て替え時期は、令和5年度以降となりますので、それまでは給食センターの工事ヤードとして利用します。

磯田委員 臭気のイの項目で、調理くずは厨芥処理システムで1/3から1/5に減るとあるが、各学校の残飯もここに回収されるのか。

中学校給食整備担当課長 各学校の残飯につきましても、食器と併せて回収し、厨芥処理システムで水分と残り物に分け、それを圧縮した形で残渣保管庫に保管します。

磯田委員 残渣保管庫に何日保管するのか。

中学校給食整備担当課長 毎日ゴミの回収がございます。残渣保管庫につきましても、空調設備等の整備をし、臭いが出ないようにします。

磯田委員 産業廃棄物か、一般ゴミか。

学校給食担当部長 基本的には一般ゴミになると思いますが、物によって産業廃棄物で処分するなど、委託している事業者において適切に廃棄します。

太田垣委員 堆肥は検討されなかったのか。

学校給食担当部長 例えば、近くに養豚場等あればすぐ持っていけるが、遠距離や、中身の成分の問題があります。事業者には提案していただけるのであればと思いましたが、事業者からの提案はございませんでした。都市部ではコスト面等の問題もあり、難しいと思います。

松本教育長 どのくらい的人数が働くのか。

学校給食担当部長 常時では80名から90名ぐらいです。

徳山委員 2献立のうち、一方で感染症が起こった時に、もう一方が稼働するのか。

学校給食担当部長 食中毒が出たら、食材か、調理行程中が原因かを特定するために給食センターは停止します。

徳山委員 2献立制は、作っている場所が分かっているのか。

学校給食担当部長 ごはんは同じですが、イメージ的には、肉と魚とを、別の調理器具のあるレーンで調理するものです。場所が異なる訳ではございません。

徳山委員 どちらのエリアに問題があった特定が難しくなるのでは。

学校給食担当部長 食べ物で分かります。小学校給食でも大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき2週間は、使った食材50gを保管しています。そのため、どのレーンで調理していたか分かります。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会8月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、71ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。8月4日に新型コロナウイルス感染症対策本部員会議がWeb会議方式にて行われました。また、8月11日に第2回教育委員協議会がございました。次に、学校教育関係でございます。市立学校・園の閉鎖期間は8月11日から17日まででした。また、8月19日に臨時の小中学校長会があり、第2回教育委員協議会でご報告しました修学旅行の中止について説明しました。続いて、社会教育関係でございます。8月8日に文化財収蔵庫と総合文化センターの共催展の開会式があり、教育長が出席されました。また、その下に予告として記載しておりますが、10月9日(金)の午前10時から12時に、歴史博物館開館記念式典がございます。案内状は今月中にお渡しできると思いますが、日程の確保の程よろしくお願います。最後に、9月の主要行事予

定表でございますが、9月市議会定例会が、9月8日から10月8日まで開催され、9日から11日までは一般質問、17日に文教委員会、24日に決算特別委員会の文教分科会、10月1日及び2日に決算特別委員会の総括質疑があります。教育委員会9月定例会につきましては、9月28日、15時30分から開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 歴史博物館開館記念式典は午前中で確定か。

社会教育部長 午前中のみでございます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

(「議案第50号」及び「議案第51号」の内容については、職員課が別途作成)

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもって、尼崎市教育委員会8月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会8月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時30分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会8月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。